

VI 経済商工観光部内関係審議会

経済商工観光部に関する審議会について、名称、委員数、任期、所掌事項等について掲載しています。

経済商工観光部関係審議会一覧

審議会名称（所管課）	委員数	任期	所掌事項	備考
宮城県産業振興審議会 （富県宮城推進室） 農業部会 （農業政策室） 水産林業部会 （水産林業政策室） 商工業部会 （富県宮城推進室）	20 人 以内	2 年	知事の諮問に応じ、産業の振興に関する重要事項を審議する。	専門委員を置くことができる。
宮城県試験研究機関評価委員会 （新産業振興課）	15 人 以内	3 年	知事の諮問に応じ、経済商工観光部及び農政部及び水産林政部が所管する試験研究機関の試験研究業務及び運営について、調査審議する。	部会は各 10 人以内
宮城県農村地域産業導入促進審議会 （産業立地推進課）	25 人 以内	2 年	知事の諮問に応じ、農村地域への産業の導入に関する基本計画の作成及びその他重要事項を調査審議する。	
宮城県中小企業調停審議会 （商工金融課）	7 人 以内	2 年	知事の諮問に応じ、組合協約に関する重要事項を調査審議し、及び中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第 6 条第 3 項後段の規定によりその意見を聴かれた場合において同項に規定する中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項を調査審議する。	専門委員を置くことができる。
宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 （商工金融課）	5 人 以内	2 年	知事の諮問に応じ、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に関し調査審議する。	
宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会 （商工金融課）	7 人 以内	2 年	知事の諮問に応じ、宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例に基づき、市町村の区域を超えた広域的な見地による特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関し調査審議する。	
宮城県職業能力開発審議会 （産業人材対策課）	11 人	2 年	知事の諮問に応じ、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議する。	特別委員を置くことができる。
宮城県多文化共生社会推進審議会 （国際政策課）	10 人 以内	2 年	知事の諮問に応じ、多文化共生社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議する。	

